

施設等利用給付(認可外保育施設等)にかかると現況届提出のご案内

大阪市こども青少年局

《現況届の提出について》

認可外保育施設等の利用にあたり施設等利用給付認定を受けている保護者の方に、年1回「現況届」を提出していただきます。この届は、保育を必要とする事由の有無や世帯の状況の確認を行うために提出していただくものです。提出された書類を審査のうえ、認定の要件が確認できた場合は、継続して給付の対象となります。

また、認定の内容に変更があった方については、認定変更通知書を交付します。

なお、書類の提出がない場合は現在受けている認定を取り消す場合があります。

1 提出書方法について

提出方法は次のとおりです。

(1) お住まいの区の保健福祉センターの窓口へ提出する

入力画面に沿って必要情報を入力し、必要書類の添付を行ってください。

なお、ご提出の際には、送付した現況届に印字されている8桁の認定番号の入力が必要です。

(2) 大阪府行政オンラインシステムを利用して、オンラインにて提出する

現況届(紙)の提出が必要です。

2 提出が必要な書類

(1) 全ての方が必要な書類

- 保育の必要性を証明する書類(下の表をご参照ください。)

(2) ひとり親世帯の場合

- 児童扶養手当証書、ひとり親医療証又は保護者の戸籍謄本等、ひとり親であることが確認できる書類
- 離婚調停中の場合: 事件係属証明書

(3) 認定の内容に変更がある場合に必要な書類

- 異動届兼施設等利用給付認定変更申請書

【保育の必要性を証明する書類】※保護者のいずれもが提出してください。

保育が必要な理由		書類の名前	添付書類及び注意事項
就労 (内定を含む)	雇用されている方 (会社員・公務員・パート・派遣社員等)	就労証明書 (証明様式①)	【シフト制等不規則な勤務の場合】 シフト表等、勤務状況が確認できるもの 【派遣社員の場合】 派遣会社(派遣元)の証明が必要です。
	自営業の方 (自営専従者を含む)	就労証明書 (証明様式①)	【個人事業主】 最新の確定申告書(控) 【開業してから確定申告をしていない場合】 開業届出書の控え又は営業許可証の写し (どちらも提出できない場合は、開業にかかる経費の支出明細等、自営業を開始したことが確認できるもの) 【自営業開始予定の場合】 店舗予定地の賃貸借契約書やフランチャイズ契約書、開業にかかる経費の支出明細等、自営業を開始することが確認できるもの 【自営専従者の場合】 事業主の青色申告決算書又は収支内訳書の控え(事業専従者の内訳がわかるものかつ最新分) (提出できない場合は、雇用されている方として就労証明書を提出してください。)
妊娠・出産(産前産後)			母子健康手帳の父母氏名・出産予定日が確認できるページ(写)
疾病		疾病・障がい状況申告書 (証明様式②)	
障がい		疾病・障がい状況申告書 (証明様式②)	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の等級が確認できるページ(写)
介護・看護	介護・看護の対象となる方	疾病・障がい状況申告書 (証明様式②)	【介護の場合】 障がい者手帳や介護保険被保険者証(写) 【通学等付き添いの場合】 在学・通所証明書等、利用状況が確認できるもの
	介護・看護を行う方	介護・看護状況申告書 (証明様式②)	
災害復旧			罹災証明
就学		就学等証明書・求職活動状況申告書(証明様式③)	対象となるのは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校及び職業訓練校等です。
ひとり親		保育の必要性に応じた書類	児童扶養手当証書、ひとり親医療証又は保護者の戸籍謄本等、ひとり親であることが確認できるもの 【離婚調停中の場合】 事件係属証明書
求職活動中		就学等証明書・求職活動状況申告書(証明様式③)	雇用保険受給資格者証(写)や紹介状の写し等、求職活動の状況が確認できるもの

※ 証明書類は、令和7年4月1日時点の状況を証明するものとしてください。

「就学等証明書・求職活動状況申告書」「疾病・障がい状況申告書」「介護・看護状況申告書」は、同封されておりません。これらの書類が必要な方は、裏面記載の大阪市のホームページからダウンロードしてください。

3 保育の必要性の認定（保育認定）について

(1) 保育認定の事由について

保育認定の事由には、次のようなものがあります。

- 1 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がない場合（原則、産前産後8週間（多胎妊娠は産前14週間）以内）
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している場合
- 4 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- 6 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
- 7 就学している場合
- 8 その他、保育が必要な状態にあると市長が認める場合

※育児休業期間中は給付の対象外となります。

(2) 認定の有効期間について

保育を必要とする理由に応じて、認定の有効期間が異なります。認定の有効期間が過ぎますと給付を受けることができなくなります。認定の有効期間の終了後も給付を希望される場合は、認定期間中の指定の期日までに認定に必要な手続きを行ってください。

【保育認定の有効期間の例】

就労 疾病・障がい 介護・看護等	小学校就学前まで
求職活動	90日間を経過する日の月末まで
妊娠、出産（産前産後）	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
就学	卒業・修了予定日の月末まで
育児休業	育児休業の対象の子どもが満1歳となる年度の年度末まで
その他	保育が必要と認められる期間

(3) 保育認定の取り消しについて

保護者のいずれかが就労をしていないなど保育の必要性があると認められない場合は、認定を取り消すことがあります。認定を取り消されると、給付を受けることができなくなります。なお、育児休業を取得した場合は認定が取消となり、給付を受けることはできません。

(4) 保育認定の変更について

認定の内容について前回届け出た内容から変更がある場合には、現況届と合わせて「異動届兼施設等利用給付認定変更申請書」を提出し、認定を変更する必要があります。

次のような変更があった場合、認定の変更が必要となります。

- 子ども・保護者の氏名・住所変更
- 世帯員の増減
- 市町村民税額の変更
- 生活保護受給開始・停止・廃止
- 保護者の就職（転職を含む）・離職・産前産後など保育が必要な理由の変更
- 保護者の育児休業の取得など保育が必要な理由の喪失

4 書類の提出について

<ホームページ>

「令和7年度 施設等利用給付認定（認可外保育施設等） 現況届の提出について」

URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000628649.html>

<提出先> お住まいの区の保健福祉センター保育担当、
又は大阪市行政オンラインシステム

<提出期限> 令和7年2月28日（木）

<お問い合わせ先>

大阪市子ども青少年局幼保施策部幼保企画課（幼保利用グループ）Tel 06-6208-8037

